

令和3年5月12日

金融庁企画市場局総務課 御中

一般社団法人 信託協会

「信託業法・兼営法施行規則の改正（案）」（書面・
押印・対面手続の見直し関係）に関する意見について

標記につきまして、別紙のとおり意見を取りまとめましたので、何卒、ご高配賜りますようお願い申し上げます。

以上

「信託業法・兼営法施行規則の改正（案）」（書面・押印・対面手続の見直し関係）（2021/4/23）に関する意見

No.	該当箇所	意見等
1	信託業法施行規則第 77 条第 1 項第 2 号	<p>「顧客情報」は「財産に関する情報その他の特別な情報」とされているが、当該情報には顧客の氏名・住所・電話番号・性別・生年月日及び職業は含まれるのか。</p> <p>現状、上記に列挙した個人情報については、個人情報保護法や金融分野ガイドラインに基づき、原則※として書面による同意を得た上で信託契約代理店から所属信託銀行に連携している。今回措置が予定されている「顧客情報共有に係る説明の電子化」を踏まえ、例えば顧客専用ウェブページでの画面変遷等、実務を検討するにあたり、改めて確認させていただきたい。</p> <p>※金融分野ガイドライン Q&A では、「インターネットの画面上で顧客に同意欄をクリックさせる方法」「自動音声ガイドによるプッシュホン操作の電子記録」「電話により同意を取得し、それを録音する」方法も「書面」の一つとされている。</p>
2	信託業法施行規則第 77 条第 2 項	<p>準用される第 35 条のうち第 1 号は「～信託会社が使用するもの」と規定されているが、準用する際は「～信託契約代理店が使用するもの」と読み替えるのか。</p>
3	その他	<p>兼営法令では代理店（信託業務を営む金融機関の委託を受けて、当該金融機関が信託業務の全部又は一部を受託する契約の締結の代理又は媒介をするもの／併營業務代理店）が認められていることを踏まえ、今回措置が予定されている信託契約代理店の信託会社への顧客情報共有に係る説明の電子化は、併營業務代理店においても同様の対応を行っても差し支えないとの理解でよいか。</p>